

令和7年嵐山町農業委員会 第1回総会議事録

1. 開会日時

令和7年1月24日（金）午前10時30分～午前11時00分

2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

3. 出席委員（出席者8名）

第1番 瀬山 和令 第2番 金井 敏隆 第3番 内田 公生 第4番 内田 久子
第5番 安藤 紀子 第6番 杉田 健一 第7番 青木 美恵子 第8番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の策定について

日程第7 議案第4号 農地利用最適化推進委員の選任について

5. 農業委員会事務局職員

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和7年嵐山町農業委員会第1回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第4 内田 久子 委員

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議席番号 第6 杉田 健一 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第1回総会に提出されました議案について、報告します。議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の策定について1件、議案第4号 嵐山町農地利用最適化推進委員の選任について1件、合計4件です。

議長 次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△△△番△外△筆、地目：田、総面積：1,729㎡です。

事務局 譲受人は、栃木県足利市〇〇町△△△番地 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 氏名A氏です。

事務局 譲渡人は、熊谷市〇〇町△△△番地△ 氏名B氏で
す。

事務局 転用目的は、蓄電池設備用地です。

事務局 申請者は太陽光発電事業の普及による、日中の時間
帯の余剰電力として発電された電気を蓄電しておき、
その電気を発電量が少ない時間帯や東電より電気送
電の指示があった場合などに対応できるよう蓄電池
に電気を貯め、作り出した電気を無駄にしないサステ
ィナブルな取り組みを行うため、蓄電池施設を設置す
ることができる場所を探していたところ、必須である
容量を満たすことができる容量の送電線があり、工事
の際、大型車両の搬入や搬出が可能な接道もあるた
め、立地条件が適しており、いくつかの候補地から当
該農地を選定し、申請に至ったとのことです。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準
に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：令和7年1月30日から令和7年6月30日までです。

事務局 農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書や残高証明書が添付されているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：土砂の搬入の関係で、環境課とも協議を行っており、引き続き、適切な指導をしていくとのことでした。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

瀬山委員

貯める電気はどこで発電された電気なのか。

事務局

大元の発電源は現時点での添付資料の中には記載されておりませんが、東電と契約をし、売れ残った電気を一時的に蓄電し、必要になったときに売電するシステムとのことです。発電元については、許可までに添付するよう指導してまいります。

瀬山委員

分かりました。よろしく願いいたします。

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班瀬山委員、お願いします。

瀬山委員

議案第1号について、調査報告をいたします。1月17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。当該農地は、以前より耕作放棄された農地でも

瀬山委員 あり、周辺農地に影響はないと思われるので、許可妥当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇〇△△△番△、地目：畑、面積：535㎡です。

事務局 譲受人は、東京都足立区〇〇△丁目△番地△△号-△△△号 〇〇〇〇〇〇〇△ 氏名C氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡鳩山町〇〇〇△丁目△番△号 氏名D氏です。

事務局 申請理由は、経営規模拡大、権利関係は、所有権移転です。

事務局 当申請について、申請地に隣接する宅地は山崎氏が所有する土地であり、週末は嵐山町で過ごしているとのことで、農地の取得後はナスや大根、人参等の野菜

事務局 を作付けする計画でございます。

事務局 それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局 全部効率利用要件：以前に足立区の区民農園で農業経験があったとのことですが、所有している農地はないとのこと。なお、取得後は計画書のとおり農業に従事すると思われるので、問題ないと思われま

事務局 農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間150日程度、農業に従事するとのことですので、問題ないと思われま

事務局 地域との調和要件：申請地は、住居に囲まれた畑であり、周辺農地の利用に影響はないと思われま

事務局

す。

事務局

以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われ
れます。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第4班
金井委員、お願いします。

金井委員

議案第2号について、調査報告をいたします。1月
17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりま
した。当該農地は、住居に囲まれた農地であり、周辺

金井委員 農地に影響はなく、許可妥当と判断いたします。以上
です。

議長 ありがとうございます。
それでは、議案第2号 農地法第3条第1項の規定
による許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第2号 農地法第3条第1項の規定に
よる許可申請について、許可することに決定しまし
た。

議長 続きまして、日程第6 議案第3号 農業経営基盤
強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の
策定についての件を議題とします。嵐山町長より、こ

議長 の件について、意見を求められております。本案について、農政課から説明をお願いします。

農政課 (議案第3号について説明する)

議長 ありがとうございます。ただいまの農政課の説明について、質疑を行います。

議長 どうぞ
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の策定について採決します。本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1
9 条第 6 項の規定による地域計画の策定については、
原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定
しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 4 号 嵐山町農地利
用最適化推進委員の選任についての件を議題としま
す。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号 嵐山町農地利用最適化推進委員の選
任について、説明いたします。

事務局 農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関す
る法律第 17 条に基づき、委嘱されるものですが、
詳細については「嵐山町農業委員会の農地利用最適
化推進委員の委嘱等に関する規則」に定められてお
ります。これに基づき、令和 6 年 9 月 2 日～10 月
2 日までの募集期間を設け、定数 8 人のところ、9

事務局

人からの応募がございました。同規則第7条に基づき、11月13日に開催しました評価委員会において候補者選考が行われたもので、その結果の候補者は議案第4号のとおりでございます。そして同規則8条では、「農業委員会の総会の議決を得た上で、推進委員を委嘱するものとする」と定められています。従いまして、8人の推進委員を委嘱するにあたり、承認を求めるものであります。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。

これより、議案第4号 嵐山町農地利用最適化推進委員の選任について採決します。嵐山町農地利用

議長 最適化推進委員として、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第4号 嵐山町農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり承認し、8名の農地利用最適化推進委員が委嘱されました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和7年嵐山町農業委員会第1回総会を閉会します。

議長 お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

委員 内田 久子

委員 安藤 紀子

委員 杉田 健一
